

自立・分散型のエネルギー拠点で実施する「エネルギーの地産地消特区」

～自然エネルギーで誇りを持って自立・繁栄する地域へ～

<プロジェクトにおける主な実施事項>

I. 全てを再生可能エネルギーで賄う「エネルギーの地産地消」を実現

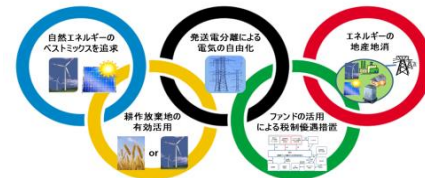
II. 「エネルギーの地産地消」のための特例措置を実施

- ⇒「エネルギーの地産地消」を行うことを目的に発送電の分離を実施
- ⇒地域で発電した電力は地域内で全量消費、余剰分は一般事業者に売電(FITは特区内でも適用)
- ⇒電力小売価格の自由化を実施し、小売事業者間の競争を促進

III. 耕作放棄地や遊休地など農地を有効活用

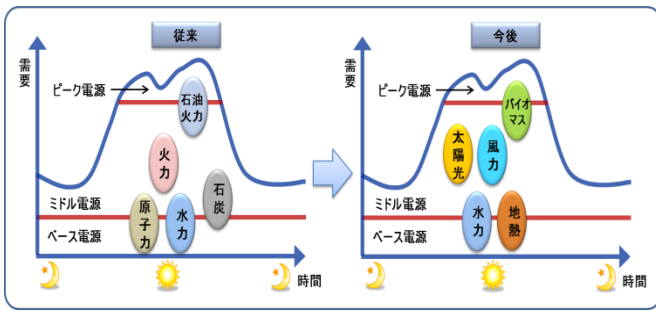
IV. 市民ファンドに対する軽減税率の適用

プロジェクトの概要



I. 域内の全消費を再生可能エネルギーで賄う「エネルギーの地産地消」を実現

- ◆再生可能エネルギー資源が豊富な人口1万人程度の中山間地域を選定
- ⇒地域で作る再生可能エネルギーを地域で全て消費する
- 「エネルギーの地産地消」拠点を構築
- ◆再生可能エネルギーのベストミックスを追求
- ⇒太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電、小水力発電などを有効活用

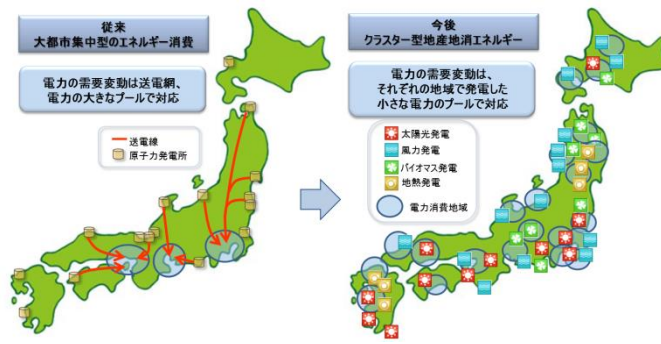


～田園からの産業革命～

地方が21世紀のフロンティアになる！

農地を有効活用して

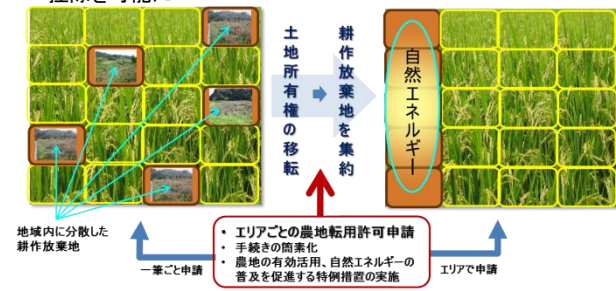
- ◆再生可能エネルギーのベストミックスを追求し、
- ◆「エネルギーの地産地消拠点」を全国各地に展開
- ～低炭素で効率的な「自立・分散型のエネルギー社会」を確立～



III. 耕作放棄地や遊休地など農地を有効活用

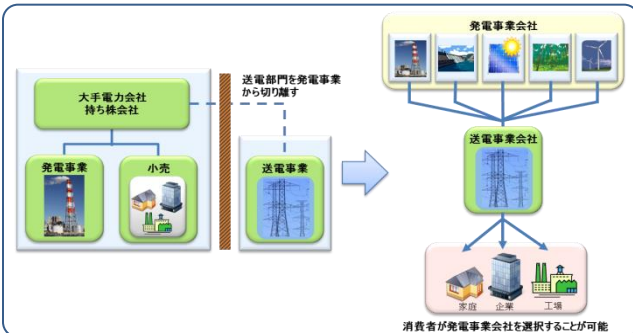
～農業・農地利用の高度化に資する再生可能エネルギー発電施設を建設する場合に限定して特例措置を実施～

- ◆耕作放棄地の権利移転を容易にし、農地集約を促進
- ◆一筆毎ではなく一定のエリア毎に一括して農地転用を可能に
- ◆耕作放棄地の集約、農地転用許可申請等を市町村レベルでワンストップサービス化
- ◆農転後の再エネエリアの固定資産税に農地同等の税率を適用
- ◆再エネ発電所から農業者に利益を還元。当該利益は収益からの控除を可能に

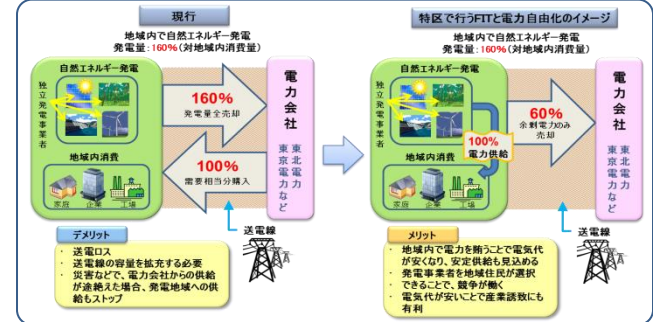


II. 「エネルギーの地産地消」のための特例措置を実施

◆「エネルギーの地産地消」を行うことを目的に発送電の分離を実施

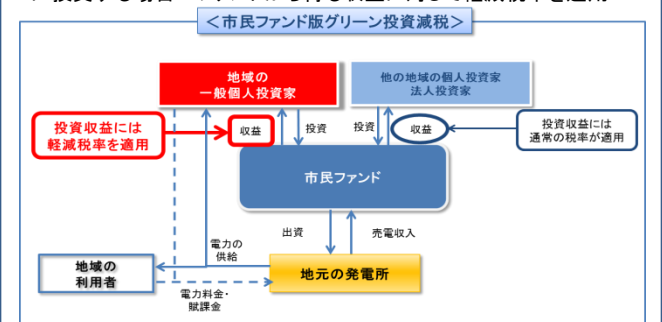


- ◆地域で発電した電力は地域内で全量消費、余剰分は一般電気事業者に売電(FITは特区内でも適用)
- ◆電力小売価格の自由化を実施し、小売事業者間の競争を促進



IV. 市民ファンドに対する軽減税率の適用

◆地域の個人投資家が「居住する地域の発電所に投資する市民ファンド」に投資する場合⇒ファンドから得る収益に対して軽減税率を適用



対外秘

「国家戦略特区」提案書

自立・分散型のエネルギー拠点で実施する

「エネルギーの地産地消特区」

～自然エネルギーで誇りを持って自立・繁栄する地域へ～

平成 25 年 9 月 11 日

一般社団法人 太陽経済の会

提案書作成責任者

団体名・所属	一般社団法人 太陽経済の会		
氏名	山崎 養世 (代表理事)		
事務連絡者	勝山 猛 (事務局)		
電話番号	03-6212-8840	FAX 番号	03-6212-8845
メールアドレス	takeshi.katsuyama@kuniumi-am.co.jp		

目次

I. 提案のニーズ・背景	1
II. プロジェクトの内容	3
III. 想定される実施主体	11
IV. 実施のために必要な規制改革等事項	12
V. プロジェクト実施による日本経済再生に向けた効果	13

I. 提案のニーズ・背景

世界に目を向けると、現在、新興国を中心に世界経済は成長を続けており、世界が消費する水や食糧や資源、エネルギーは日々増大しています。また、世界的な人口増加とそれに伴う生産・消費活動の増加、急速な都市化により世界各地で環境負荷は高まっています。将来、世界経済が求める資源やエネルギーの需要に対して十分な供給は困難となり、世界中で水・食糧・森林資源不足、エネルギー不足が顕在化し、環境問題は一層深刻化する恐れがあります。

一方、戦後の日本においては、都市部や工業地帯が世界各国で稼いできたお金を農村に分配することで格差を少なくしてきました。しかし1990年代以降、企業活動の海外シフトによって地方への工場・営業所の立地が減少、さらに財政状況の悪化を背景にした補助金・地方交付税の削減も影響し、地方経済の地盤沈下が続いています。

欧米及び日本という先進国が牽引し、潤沢な石油資源に支えられた「20世紀型ビジネスモデル」が消滅しつつある中、我が国では、地方経済が疲弊し、少子高齢化・人口減少が進行しています。また、世界的な企業間競争に勝ち残るため、企業はますます海外に進出しています。

世界においても、日本においても、これまでの社会・経済の仕組みが大きく変わりつつある中、我が国が世界的な激しい競争に勝ち残り、地球環境維持に積極的に貢献するためには、中央も地方も「国全体のあり方」を大きく変えなくてはなりません。

社会が資源再利用・再生可能エネルギー利用型の仕組みに向かえば、エネルギーは地域内で自給自足することが可能となり、自給自足型の経済圏が生まれやすくなります。これにより、都市集中・グローバリズム一辺倒の時代から、移動の自由を確保した上での地域完結型、そして地域と地域が直接結びつく経済を確立することが可能となります。

また、過去に例を見ない未曾有の巨大被害をもたらした2011年3月の東日本大震災は、私達に様々な教訓を与えました。電力システムという点では、我が国の電力供給システムに内在していた大規模電源の集中リスク、遠隔地電源への依存リスクなどの諸問題を顕在化させました。今後、大規模電源の停止による供給力の不足に対応し、どのように効率的に電力の安定供給を確保していくかは喫緊の解決すべき課題となっています。

これら多くの課題を解決し、安心・安全に暮らすことができる豊かな社会の実現を目指し、本特区提案を行います。

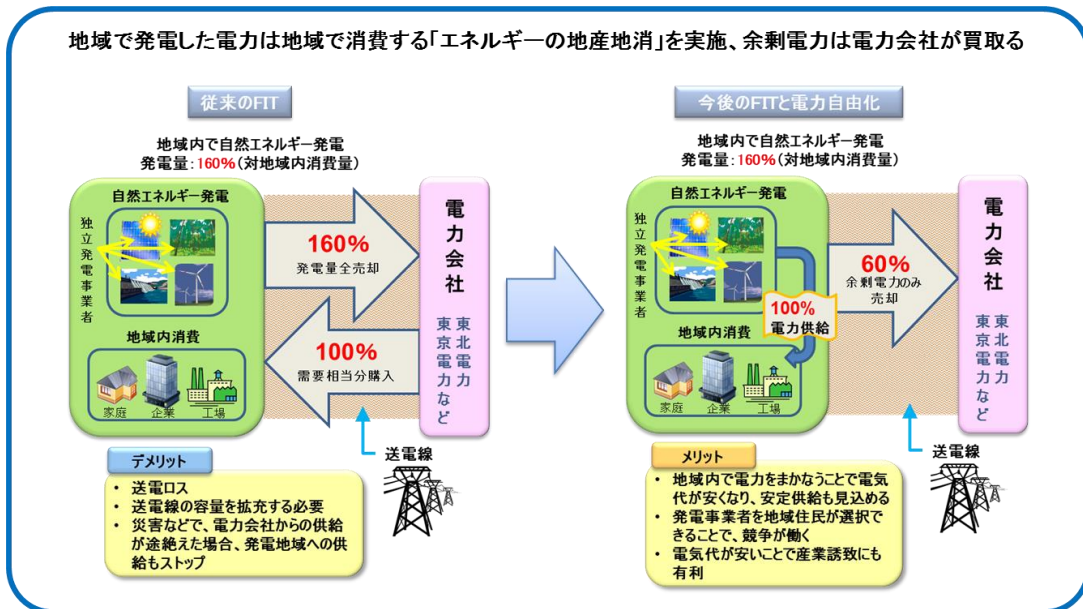
- ① 東京一極集中からの脱却、地方分散型の多次元ネットワーク型国家への本格的な転換を実現することで、地方経済の活力を取り戻し、日本経済を停滞から中長期的な成長軌道へと定着させること。
- ② 電力消費者の自由な選択や、電力市場参入企業の自由な利潤追求行為を可能とする電力の自由化を実現することにより、電力の需要と供給が自然と合致し、電力の効率的な安定供給が充足される社会を確立すること。
- ③ 優れた環境・エネルギー技術と自立・分散型エネルギーシステムを融合させた我が国独自のビジネスモデルをパッケージで世界に輸出し、世界全体で急拡大する環境・エネルギー関連市場を獲得していくこと。
- ④ 耕作放棄などの遊休地、農地などを有効活用して再生可能エネルギー拠点を全国各地に展開、クリーンで低廉なエネルギーが供給される低炭素化社会を実現すること。

II. 具体的なプロジェクトの内容

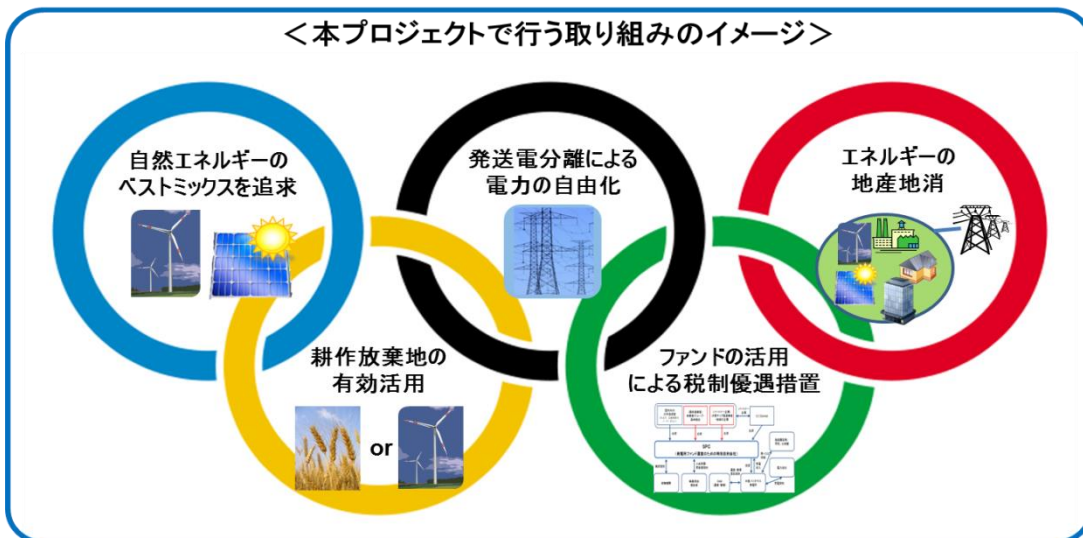
～自立・分散型のエネルギー拠点で実施する「エネルギーの地産地消特区」～

＜プロジェクトにおける主な実施事項＞

- ①地域で消費する電力は、地域で発電する再生可能エネルギーで全量を賄う「エネルギーの地産地消」を実現する。
- ②自立・分散型のエネルギー拠点で「エネルギーの地産地消」を行うことを目的に、地域の再生可能エネルギー発電事業者は一般電気事業者が所有する送電網を借り受け、電力を供給する。
- ③再生可能エネルギー発電所で発電された電力は、小売事業者が需要家に供給し、地域内で全量消費するとともに、余剰分を一般電気事業者に売電する。これにより、現行の固定価格買取制度（以下、FIT）は本特区内でも適用する。
- ④電力小売価格の自由化を実施し、小売事業者間の競争を促す。



＜本プロジェクトで行う取り組みのイメージ＞



(1) プロジェクトの概要

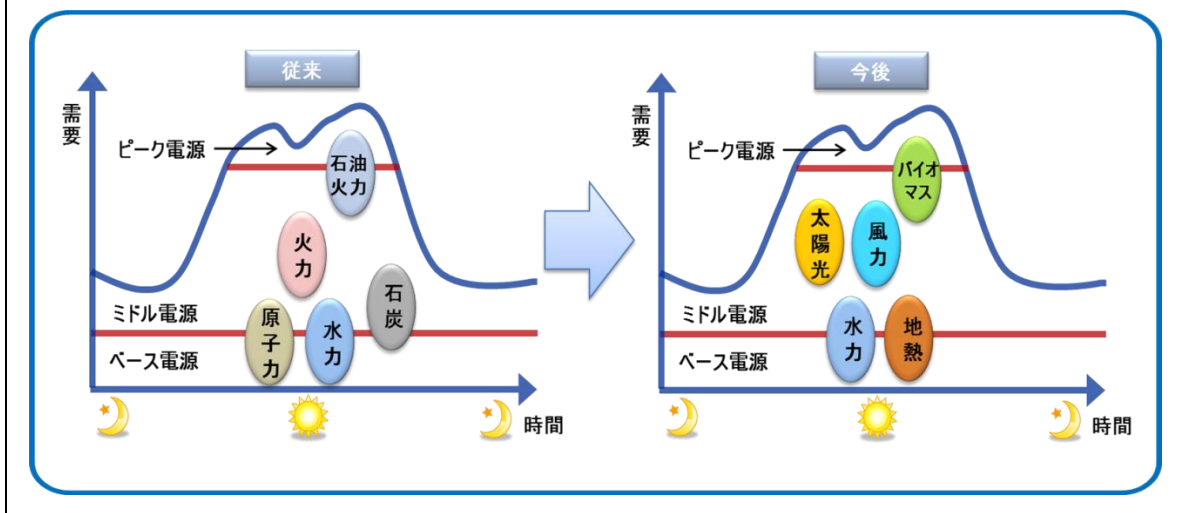
将来、再生可能エネルギーがグリッドパリティを実現し、全国各地でそれぞれの発電コストに応じた電気料金が形成されるようになれば再生可能エネルギー資源を豊富に有し、発電コストが低い中山間地域では、低廉な価格で電力を供給することが可能となります。

これにより現在、過疎化が進行している地域であっても企業の工場・営業所の立地が増加し、地域経済が活性化されることが期待できます。

本プロジェクトでは、再生可能エネルギーを中心にした自立・分散型の「エネルギーの地産地消」拠点を構築し、以下の内容を実施することを提案いたします。

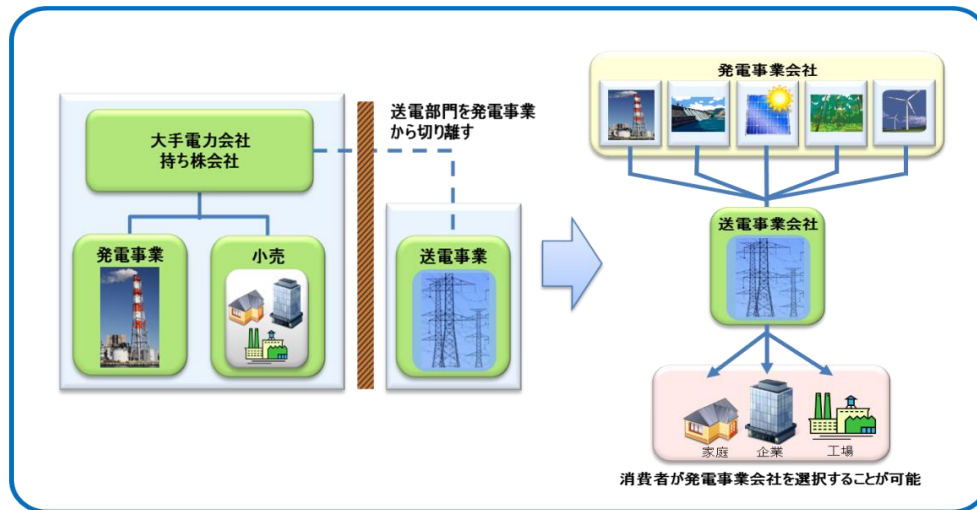
(i) 域内の全消費を再生可能エネルギーで賄う「エネルギーの地産地消」

- 再生可能エネルギー資源が豊富で発電コストが安価な人口1万人程度の中山間地域を選定し、一定のエリアを区切った上で、地域で作る再生可能エネルギーを活用した「エネルギーの地産地消」拠点を構築する。
- 地域内の電力は、地域で発電する再生可能エネルギーで全量を賄う。
- 例えばベース電源としての小水力発電、地熱発電、ミドル電源としてのバイオマス発電、太陽光発電、風力発電、ピーク電源としてのバイオマス発電など再生可能エネルギーのベストミックスを追求する。



(ii) 「エネルギーの地産地消」のための特例措置を実施

自立・分散型のエネルギー拠点で「エネルギーの地産地消」を行うことを目的に、発電、送配電、小売りの機能分離を行い、電力小売価格の自由化を実施します。



< 発電 >

- ・自立・分散型のエネルギー拠点で「エネルギーの地産地消」を行うことを目的に、地域の再生可能エネルギー発電事業者は一般電気事業者が所有する送電網を借り受け、電力を供給する（電気事業に係る特例措置）。
- ・発電者は、自身で送電・配電設備を所有せずとも限定した区域の電力消費者に対して契約電力量に拘らず、託送により電力を供給することを可能とする（電気事業に係る特例措置）。
- ・発電した電力は地域内で全量消費するとともに、余剰分を一般電気事業者に売電するため、現行の固定価格買取制度（以下、FIT）は当該地域内でも適用する（電気事業に係る特例措置）。

< 送配電 >

- ・系統運用は、一般電気事業者が行い、所有する送電網を利用して電力の供給に資する。
- ・実証実験を行う上で必要と判断する場合は、送配電者の中立性を維持する仕組みを検討する。例えば、地方自治体等の第三者が運営・管理に関与し、公正な競争を促す仕組みを構築することも検討する（電気事業に係る特例措置）。

< 小売り >

- ・再生可能エネルギー発電所で発電された電気は、小売事業者が需要家に供給し、地域内で全量消費する（電気事業に係る特例措置）。
- ・電力小売価格の自由化を実施し、小売事業者間の競争を促す（電気事業に係る特例措置）。

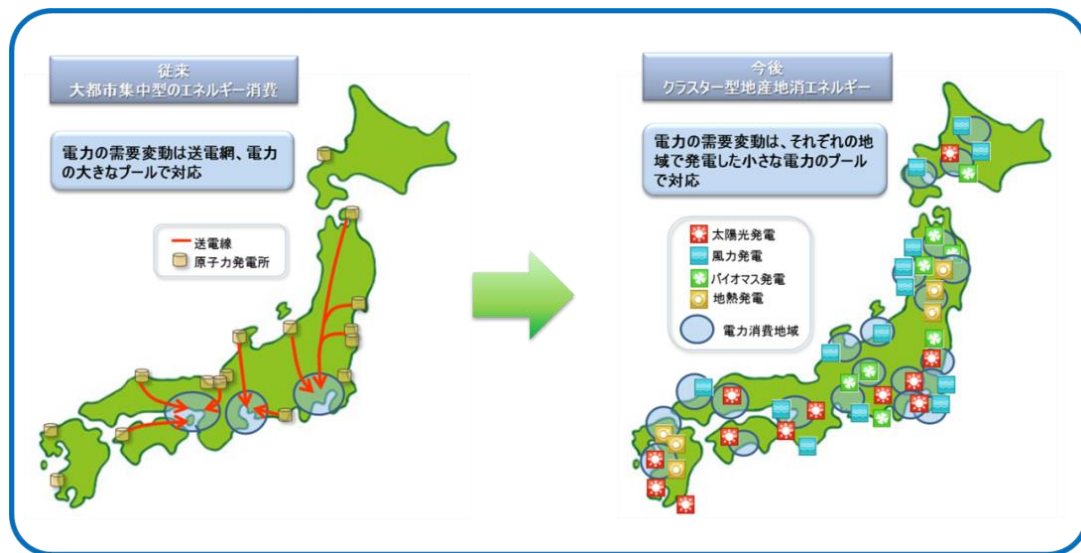
・電力消費者においては、エネルギー源を明らかにする電力情報の入手等、多様なサービスを電力小売業者から得られることを可能とした上で、様々な選択肢から自由に電力会社を選択することが出来るようにする（電気事業に係る特例措置）。

(iii) その他の主な実施事項

- ・一般電気事業者以外の発電者にも公益事業特権を付与し、発電事業者間で公正な競争を実施する環境整備を行う（電気事業に係る特例措置）。
- ・事業者の予見性を高める、発電事業者間の公正な競争環境を確保する等の観点から系統情報について十分な情報が提供されるよう事業環境を整備する（電気事業に係る特例措置）。
- ・電力の需給調整を安定的に行い、適切なエネルギー・マネジメントを実施することを可能とすべくスマート家電やスマートメーターの導入、スマートグリッドの導入促進のための支援措置等を講じる。
- ・「エネルギー拠点のネットワーク化」と「ICTのネットワーク化」を融合させるため ICT 化の促進を支援する。
- ・電力の安定供給を実現することを目的に必要な蓄電システム構築のための支援等を実施する。
- ・「脱化石燃料社会」の実現のため、EV ステーションの設置や EV の普及を支援するための政策を実行する。
- ・大災害が発生した場合等においても確実な電力供給源を確保するため、不測の事態発生時にはバックアップ電源として既存の一般電気事業者からの電力供給を受けることを担保する。

(iv) 中長期的な目標

・再生可能エネルギーのベストミックスを追求した「エネルギーの地産地消拠点」を全国各地に展開することにより低炭素で効率的な「自立・分散型のエネルギー社会」の実現を目指す。



・「自立・分散型のエネルギー社会」を構築することによって再生可能エネルギーの電源別発電構成比率を上昇させ、エネルギー自給率の向上を中長期的に実現する。

・東京一極集中からの脱却、地方分散型国家への本格的な転換を実現するとともに、地方における雇用の増加や経済成長を通じて地域活性化を実現する。

・クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会を実現し、地球環境維持に積極的に貢献する。

・優れた環境・エネルギー技術と自立・分散型エネルギーシステムを融合させた我が国独自のビジネスモデルをパッケージで世界に輸出し、世界全体で急拡大する環境・エネルギー関連市場を獲得する。

(2) プロジェクトにおける主な検証事項

- ①再生可能エネルギーの導入割合をどの程度高めることが出来るかを検証する。
- ②再生可能エネルギー導入コストをどの程度下げることが可能か、非再生可能エネルギーとの価格差がどの程度縮小するかを検証する。
- ③必要な技術革新が生まれるかを検証する。
- ④再生可能エネルギーを中心にした自立・分散型電源エリアで発送電分離を実施し、安定的な電力供給が行われるか実証実験を行う。

(3) その他のプロジェクト

(i) 耕作放棄地や遊休地などの農地等の有効活用

本プロジェクトにおいて運営される再生可能エネルギー発電所からの電力・利益の一部は、農業・農地利用の高度化のために供することとし、地域内で農業振興を図ることが可能な場合は下記の特例を適用することとする。

・集団的農地内に営農の再開が見込めない耕作放棄地が点在する場合、農地所有者と耕作放棄地所有者の間の土地の権利移転を容易にし、再生可能エネルギー発電施設に必要なまとまった土地確保を図りながら、農地の集約を行うことを可能とする特例措置を設ける。

具体的には、土地所有者の同意を得た上で、市町村などの基礎自治体において一括して計画を策定することで、個別の当事者間の契約によることなく、権利移動の効果が生じることを可能とする特例措置を設ける。

・現在の農地転用許可制度においては、農地区分に応じて一筆毎に農地転用許可申請を行う必要がある。本プロジェクトにおいては、一筆毎の農地転用許可申請ではなく、ある一定のエリアを区切り、エリア毎に一括して農地転用許可申請手続きを行うことを可能とする特例措置を設ける。

・上記の特例は、農地転用後の土地において農業・農地利用の高度化に資する再生可能エネルギー発電施設を建設する場合に限り適用可能とする。

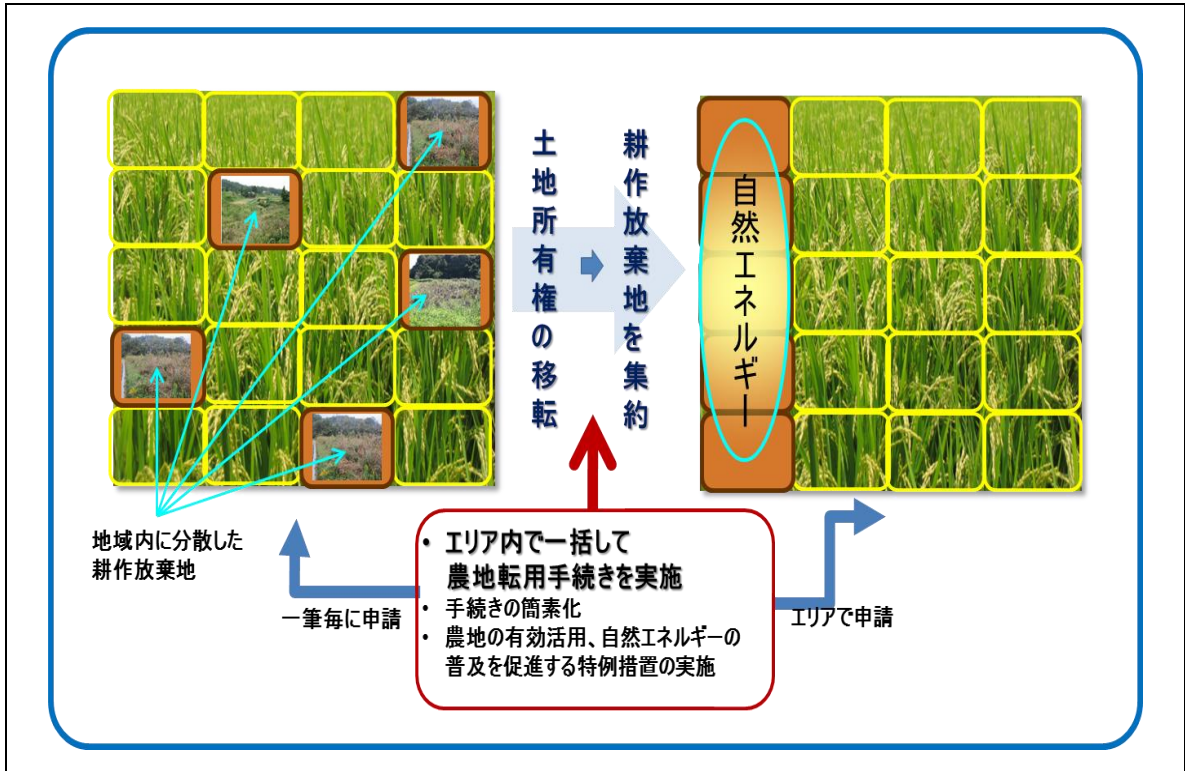
・農業・農地利用の高度化に資する再生可能エネルギー発電所の建設・運営を目的とする場合、耕作放棄地となっている農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地の農地転用を原則として認めることとし、かつ転用手続きを迅速に行うことを可能とする特例措置を設ける。

・農地転用の際の地権者合意は、市町村などの基礎自治体において一括して取り付けることを可能とする特例措置を設ける。この際、耕作放棄地などについては基礎自治体に一定の農地転用強行権限を与え、農地転用を促進させる。

・農地転用許可申請においては、農地区分に拘らず、農業委員会を通さずに市町村などの基礎自治体において許可申請の受付や許可権限を与えることを可能とするワンストップサービスを実施することを可能とする特例措置を設ける。

・農地転用後の再生可能エネルギーエリアに係る固定資産税は、農地と同等の課税率を適用する税制の特例措置を設ける。

・再生可能エネルギー発電所から農業者に還元される分の利益は発電事業の収益と見做さず、収益から控除することを可能とする税制の特例措置を設ける。



(ii) 市民ファンドに対する軽減税率の適用

「エネルギーの地産地消」を促進するためには、地域内で自立・分散型の発電所が建設・運営されなければなりません。しかし特定の投資家や金融機関から再生可能エネルギー発電所に対する投資資金や融資による資金を調達することは現状では容易ではありません。ましてや発電所の運営実績に乏しい事業者が発電所を運営する場合や太陽光発電や風力発電と比べて事業の不確実性が高い木質バイオマス発電所の開発資金を調達することはさらに困難な状況です。

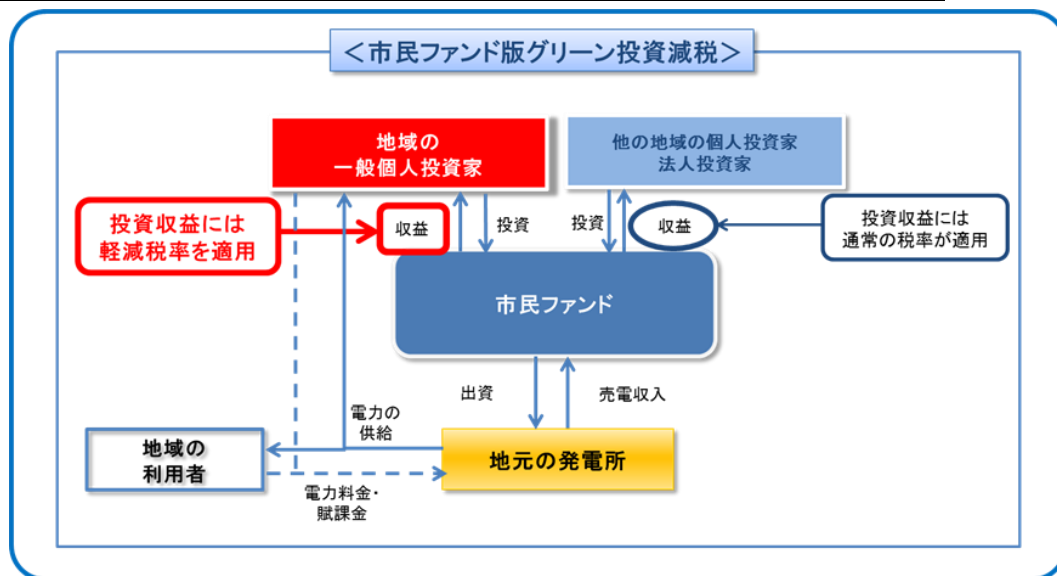
多様な投資家から発電所開発のための十分な資金を調達した上で再生可能エネルギー発電所を建設し、再生可能エネルギーの普及を促進するためには、多様な資金調達手段を有効活用することが不可欠です。

「エネルギーの地産地消」を行い、エネルギーや環境問題に対する人々の意識を高めるといふ点では、不特定多数の個人投資家から資金を調達する「市民ファンド」が資金調達手段、エネルギーや環境意識を高める手段として有効なツールの一つであると考えられます。

再生可能エネルギーの普及を促進し、地域で生み、育てる発電所を全国に広めるため、個人投資家が市民ファンドから得る収益に対して軽減税率を適用する税制の特例措置を設けることを提案します。

この措置により、投資家に対して再生可能エネルギー発電所に対する投資のインセンティブを与え、投資資金の流入が促されるものと考えます。

具体的には、地域の個人投資家が「同じ地域（市町村など）の発電所に出資する市民ファンド」に投資する場合、投資した市民ファンドから得られる投資収益に対して一定の軽減税率を適用する税制の特例措置を設けることを提案します。



Ⅲ. 想定される実施主体

想定される実施主体のうち主なものを記載します。

- 一般社団法人 太陽経済の会
- くにうみアセットマネジメント株式会社
- 地域の再生可能エネルギー発電会社、電力小売り部門事業者
- 一般電気事業者など電気事業者
- 地方自治体

(一般社団法人 太陽経済の会では本プロジェクト実施のための適地調査を岩手県の盛岡広域8市町村(盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町)を対象にして実施し、矢巾町を除く7市町村を実際に訪問いたしました。この結果、盛岡市、八幡平市、紫波町、葛巻町などが本プロジェクト実施の有力な先行事例として適しているものと判断しましたが、その他の地域もプロジェクト実施地域として十分な基礎的条件を有しているものと考えています。したがって当会独自の判断として岩手県の盛岡広域8市町村を推薦いたします(プロジェクトの実施について各市町村の正式な了解を得たものではありません。)

- EV 関連企業
- ICT、スマート家電、スマートグリッド関連企業
- 大学、民間などの研究機関

IV. 実施のために必要な規制改革等事項

<必要な規制改革事項等>

詳細につきましては、「Ⅱ. 具体的なプロジェクトの内容」をあわせてご参照下さい。

・発送電分離など「Ⅱ. 具体的なプロジェクトの内容 (1) プロジェクトの概要」に記載の内容を実施するために必要な措置（例えば電気事業法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法など）

・電気事業に係る公益特権に関連する事項（「Ⅱ. 具体的なプロジェクトの内容 (1) プロジェクトの概要」に記載の内容を実施するために必要な措置）。例えば、電気事業法、土地収用法、公共用地取得特別措置法、国有財産法、地方自治法、森林法、農地法、河川法、道路法、建築基準法、都市計画法、文化財保護法、その他の規制改革。

・耕作放棄地の集約化、農地の一括転用など農地の有効活用のための規制改革（「Ⅱ. 具体的なプロジェクトの内容 (3) その他のプロジェクト (i) 耕作放棄地や遊休地などの農地等の有効活用」に記載の内容）。例えば、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、その他の規制改革。

<提案する税制の特例措置の内容>

・農地転用後の再生可能エネルギーエリアに係る固定資産税に対する税制の特例措置（「Ⅱ. 具体的なプロジェクトの内容 (3) その他のプロジェクト (i) 耕作放棄地や遊休地などの農地等の有効活用」に記載の内容）

⇒再生可能エネルギー発電所の建設・運営が行われることにより雇用が増加し、発電所において売電収入が発生するなど経済活動が活性化され、結果的に税収増加が見込まれる。

・再生可能エネルギー発電所から農業者に還元される利益に対する税制の特例措置（「Ⅱ. 具体的なプロジェクトの内容 (3) その他のプロジェクト (i) 耕作放棄地や遊休地などの農地等の有効活用」に記載の内容）

⇒再生可能エネルギー発電所の建設・運営が行われることにより雇用が増加し、発電所において売電収入が発生するなど経済活動が活性化され、結果的に税収増加が見込まれる。

・市民ファンドから得られる投資収益に対して一定の軽減税率を適用する税制の特例措置（「Ⅱ. 具体的なプロジェクトの内容 (3) その他のプロジェクト (ii) 市民ファンドに対する軽減税率の適用」に記載の内容）

⇒再生可能エネルギー発電所の建設・運営が行われることにより雇用が増加し、発電所において売電収入が発生するなど経済活動が活性化され、結果的に税収増加が見込まれる。

V. プロジェクト実施による日本経済再生に向けた効果

- ・ 東京一極集中からの脱却、地方分散型国家への本格的な転換
- ・ 雇用の増加や経済成長を通じて地域経済の活性化を実現
- ・ 地球環境問題解決への積極的な貢献
- ・ 我が国のエネルギー自給率向上
- ・ 安定電源を常時確保できる社会の実現
- ・ 再生可能エネルギーを低廉な価格で供給できる社会の実現
- ・ 適正な競争を通じて最適なエネルギー利用が行われる社会の実現
- ・ 環境・エネルギー技術のさらなる高度化
- ・ 我が国独自の環境・エネルギービジネスモデルを世界展開し、世界の関連市場を獲得
- ・ 耕作放棄地などを含めた農地の有効活用・森林再生による農林業の活性化

<本プロジェクトが資する KPI>

- ・ 2020年に30兆円（現状10兆円）のインフラシステムの受注を実現する。
- ・ 今後5年以内に科学技術イノベーションランキング世界1位（世界経済フォーラムでは現状5位）。
- ・ 今後5年間で、失業期間6ヵ月以上の者を2割減少させ、一般労働者の転職入職率を9%（2011年：7.4%）とすることを目指す。
- ・ 今後10年間でPPP/PFIの事業規模を12兆円（現状4.1兆円）に拡大する。
- ・ 2020年に約26兆円（現状8兆円）の内外のエネルギー関連市場を獲得する。
- ・ 今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定する。
- ・ 2020年に6次産業の市場規模を10兆円（現状1兆円）とする。
- ・ 開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%台（現状約5%）を目指す。
- ・ 3年間でリーマンショック前の設備投資水準（70兆円/年（昨年度63兆円））を回復する。
- ・ 2020年までに外国企業の対内直接投資残高を現在の2倍の35兆円に拡大する。

以上

【当グループのご紹介】



山崎 養世

一般社団法人太陽経済の会
代表理事
くにうみアセットマネジメント(株)
代表取締役
(株)成長戦略総合研究所
代表取締役

2008年12月。各界の仲間が集い、エネルギーを使い尽くす経済から、太陽がもたらす無限の資源～光・風・熱、植物の成長など～を技術と英知で、エネルギー・食糧・水に変換し最適に分配する経済へと転換する「太陽経済」が生まれました。太陽経済の理念を普及啓蒙する組織「太陽経済の会」を設立し社会への提案をはじめました。

2009年12月。住民・地域、国・行政と企業が太陽経済の構想のもと、技術や知恵を共有し、人々の幸せ中心のライフスタイルや経済、地域をデザインし田園からの産業革命を実現する「成長戦略総合研究所」を設立しました。地域活性化のコンサルティング活動がはじまりました。

2011年3月。東日本大震災が多くの貴い命を奪い、未曾有の福島原発事故が当たり前のように使ってきた電気を失う非常事態を巻き起こしました。オイルショック以来ひたひたと着実に進んできたエネルギー危機を加速させました。そして、2012年2月。私たちは持続可能な太陽経済の社会を目指し、再生可能エネルギーを広め、理想の地域作りを進めるため「くにうみアセットマネジメント」を設立いたしました。

食、住、流通、医療・健康、介護、観光、スポーツ、自然環境、といった農業を超えた生活分野での産業が地方で大きく発展し、大都市と田園がさまざまな結びつきを強めれば、もっと豊かな社会が実現可能だと当グループでは考えています。

当グループは、自然エネルギーのビジネスを通して地域社会に貢献すべく日々、事業に取り組んでいます。

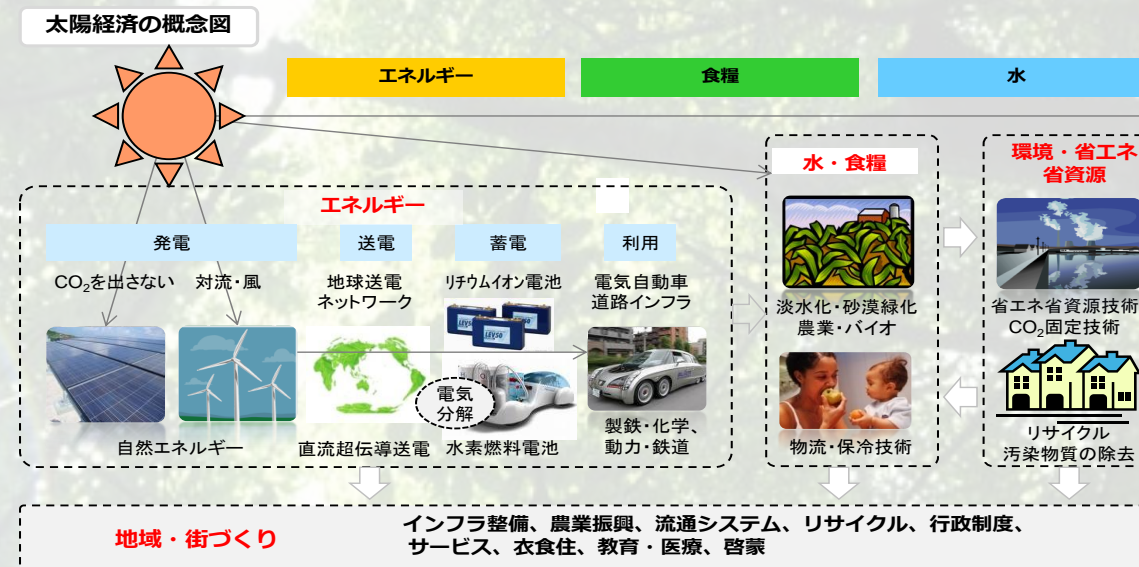
【太陽経済の会のご紹介】

＜太陽経済の会の活動実績のご紹介＞

■2009年2月の設立以来、政界、財界、官庁等の有識者の皆様をパネリストや講演者としてお招きし、シンポジウム、セミナーをこれまでに22回開催

■内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省など関係府省の後援のもと、バイオマスエネルギー（発電、熱利用等）への変換技術と、マテリアル変換・利用技術の先端技術をご紹介する「バイオマスエキスポ」を毎年開催

■今年10月には農林水産・食品分野などの最新技術を紹介し、研究機関や事業者の連携を促す場として農林水産省が主催する「アグリビジネス創出フェア2013」の事務局を務めることが決定



【成長戦略総合研究所】

兵庫県淡路島の「あわじ環境未来島構想」が「地域活性化総合特区」に！

■エネルギーと食料の自給率向上、少子・高齢化への対応、豊かさの実現など、日本が抱える課題解決の先導モデルとなることを目指して

「エネルギーの持続」、「農と食の持続」、「暮らしの持続」の総合的な取組を推進

■人々が、自然との実りある関係を築きながら、資源、資金、仕事を分かち合い、支え合って、身の丈に合った幸せを実感できる社会、誇りの持てる美しい地域をつくり、これを将来の長きにわたって持ちこたえさせる「生命つながる「持続する環境の島」の実現を目指す。

エネルギーの持続

- 遊休地・公共施設・駐車場での発電・充電施設整備
- ユビ電実証実験
- マイクログリッド実証実験
- 全島EV化に向けた新しいモビリティの提案
- バイオマス発電の拡大

食と農の持続

- 新規就農支援のためのアグリインキュベーションセンター
- 農業・食の国際教育拠点化
- 新しい農・食・商の連携システム
- 温室向け電力を太陽光発電で賄うナノグリッド実証実験

暮らしの持続

- オンデマンド型バス実証実験
- 高齢者や子育て世代向け生活サービスの充実
- 景観保全と町並み整備
- 全島回遊型美術館

【総合特区の名称】 あわじ環境未来島特区
 【指定を受けた地方公共団体】 兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市
 【指定を受けた地域】 淡路島の全域（洲本市、南あわじ市及び淡路市の全域）
 【指定日】平成23年12月22日

Kuni Umi くにうみ アセットマネジメント

再生可能エネルギー
実現・運営力

再生可能
エネルギー
事業の成功

社会への
提案・実現力

地域への
企画・提案力

一般社団法人
太陽経済の会
Save Humanity

RIGS 成長戦略
総合研究所

◆案件開発・実現力

企画・運用・管理など、社内外に経験豊富なプロフェッショナルを配置し、案件開発・実現を強力に推進。

◆資金調達力

世界有数の金融機関等との協業による豊富な資金調達力。

◆高品質・最適技術の調達力

国内外の最高の技術パートナー企業との協業により、高品質・最適コストの信頼度の高い技術の調達・提供力。

◆地域開発力と数多くの実績

地域開発／地域活性化コンサル能力と数多くの成功実績。

◆自治体からの案件持ち込み力

首長・自治体・地域からの直接リクエストによる案件獲得力。

◆有識者ネットワークと信頼力

震災前から活動を続ける社団法人の有識者ネットワークと信頼力。

◆国・省庁・関係機関からのバックアップ力

新概念の再生可能エネルギーの証券化や、今までにない大規模ソーラー案件を、国・関係省庁・関係機関が全面バックアップ。

【くふうみアセットマネジメントのご紹介】

ビジネスモデル

再生可能エネルギー

FIT制度
に基づく安定した売電収益

再生可能
エネルギー
の証券化
↓
くふうみAMの
ビジネスモデル

自治体
民間地、
遊休地、
未利用地、
国有林などを活
用した環境
未来地創造

国民資金
(年金・貯蓄・
個人等)を
活用できる
方式

不動産・国土

金融

くふうみAM＝発案者
行政、地方自治体等に
「再生可能エネルギーの
証券化」を提案

実現へ

再生可能エネル
ギー普及のカギ
⇒「証券化」

環境未来地域づく
りにも「再生可能エ
ネルギー証券化」
の活用

再生可能エネルギーへの取り組み

太陽光

岡山県での世界最大
級のメガソーラー発電
事業が推進中

風力

青森県で大規模風力
発電所の開発計画が
進行中

バイオ
マス

「地域還元型木質バイオ
マス発電所」を全国
各地にフランチャイズ
展開

地熱

関連省庁に対して政策
提案を行い、日本にお
ける地熱発電の普及に
取り組む

再生可能エネルギー
を活用した
理想の地域作り

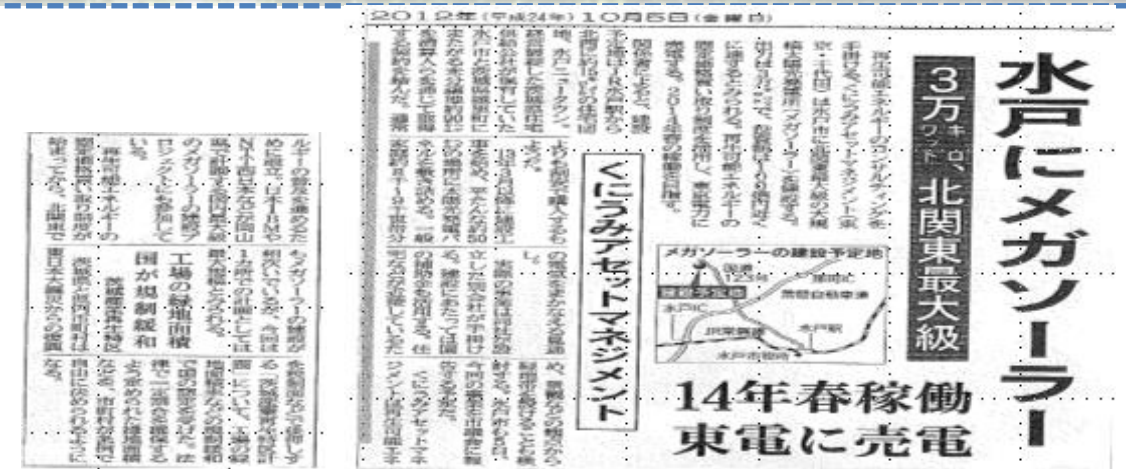
くふうみアセットマネジメントが参画している岡山県瀬戸内市の錦海塩田跡地 活用基本計画が発表されたことが掲載



読売新聞 (2013年4月5日朝刊)

日本経済新聞に当社水戸の案件が掲載 * 30メガワットは北関東最大級

日本経済新聞
北関東版
(2012年10月5日朝刊)



お問い合わせ

くふうみアセットマネジメント株式会社
〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
富士ビル6階(618号室)
TEL: 03-6212-8840
inquiry@ml.kuniumi-am.co.jp

一般社団法人 太陽経済の会
〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
富士ビル6階(618号室)
TEL: 03-6212-1919
<http://www.taiyo-keizai.com/>

農業は最先端産業になる 「平成の農地改革」で 田園からの産業革命を

農業は日本の足手まといなのか。他の先進国が、高付加価値生産、高自給率、環境保全を成功させているにもかかわらず、日本農業はまったく崩壊してしまっている。「救済」「収益移転」といった従来の政策を捨て、成長性のある産業に転換することは日本でも可能はずだ

戦後日本の成功の方程式は急速に崩れた。大都市にヒト・モノ・カネを集め、優秀な製品を安く作って輸出して得た富を公共事業や補助金などのかたちで地方に分配する。地方でも雇用の機会が増え、豊かな消費社会が実現し、結果の平等が社会の安定と成長をもたらす。そうした時代は財政破綻と中国の台頭とともに終わろうとしている。近年の製造業の中国など海外への進

出は大企業の収益を大幅に向上させたが、それと同時に日本の国際収支の構造を急速に変化させてしまった。日本の貿易黒字は約一〇兆円。一方で、日本は世界一の農林水産物の輸入国であり、農林水産物の貿易赤字は約七兆円。これに、観光収支（貿易収支には入らない）の赤字の約三兆円を加えると一〇兆円になり、貿易黒字額全体に等しくなる。ものづくりで稼いだ外貨を食

料と海外旅行に使っている構図だ。自動車をはじめとする製造業は、今後いつそう、中国などへの進出を加速する予定だ。結果として国全体の貿易黒字は縮小し、円安による輸入コストの増大などを通じて食料輸入や海外旅行には大きなブレーキがかかるだろう。三〇年にわたって進んできた食料の輸入依存は重大な転機を迎えることになる。同時に地方の製造業の雇用も減る。

にもかかわらず、小泉政権の経済政策は地方への支出の削減、銀行依存の金融制度を変更しないままの地方銀行処理にみられるように東京中心というこれまでの路線を、さらに強化する方向にある。コストの高い大都市部への集中を加速すれば、個人、企業、財政いずれにとっても負担は上昇し矛盾は深まる。地方の自立と主権、産業構造の転換、過密と過疎の解消などの真の構造改革は進まない。

いまや農業と地方が自立し元気になることが最重要の時代に入っていることを認識しなければならない。日本の農業は、先進国型の産業に転換することに失敗して衰退してきた。だからといって、日本では農業の可能性は、も

うないということにはならない。輸入依存の限界、安全性の問題、と日本は食の危機にあるといっている。このことは逆に農業が産業として大きく成長するチャンスと考えることができる。そのためには単に食料輸入を制限するのではなく、消費者に選択される食を提供し、さらに海外にまで消費者が広がるように農業を抜本的に改革する必要がある。消費者の観点から食の安全を急速に高めなくてはいけない。真の国益からみて食料をめぐる非合理的な通商産業政策には大改革が必要だ。同時に、農家保護を謳いながら農業衰退の原因となってきた農業政策を抜本的に改めて、農家と農村が消費者と共存共栄できるものに変えなくてはいけない

い。ほかの先進国同様に、自給率が高く輸出するくらいに豊かな「農ビジネス」を創造しなくてはいけない。そして、本来は世界で最も変化に富む自然環境と歴史文化を活用して、国民が都会から田園に移り住むようになり、海外よりも国内を旅行したくなり、また日本にあこがれてくる人が大きく増えるように、自然、環境、歴史、風土、町並みももっと大切にされれば、かつての美しかった国土を新しいかたちで取り戻せるだろう。



山崎養世氏
1958年生まれ。福岡県出身。東京大学経済学部卒、カリフォルニア大学ロサンゼルス校経営学修士(MBA)。大和証券を経て、94年ゴールドマン・サックス本社入社。以後、本社パートナー、ゴールドマン・サックス投信株式会社社長などを歴任。2002年にゴールドマン・サックス退社、徳島県知事選に立候補。選挙後、山崎養世事務所を設立、調査・政策提言活動を行っている。主な著書に『日本列島快走論―高速度道路を無料にして日本再生へ』など。URL: <http://www.yamazaki-online.jp>

農業だけでなく食・住・流通・医療健康・老後・観光・スポーツ・自然環境、といった幅広い生活分野の産業が田園で大きく発展し、地方が二十一世紀のフロンティアになって日本をリードする時代を迎える。大都市と田園がさまざまな結びつきを強めれば、個人にとってもっと豊かな社会になる。「田園からの産業革命」が、二十一世紀に本当に豊かな日本を作るための必然となる。

現状は農家にとっても 国全体にとっても大きなリスク

農家のリスク	
兼業・専業とも収入を支える仕組み崩壊	
●不況による兼業機会の減少	
●公共事業減少で農地売却機会減少	
●財政逼迫による補助金の減少	
●中国などの安い農産物の流入	
●FTAなど自由貿易の流れ	
自力での方向転換の難しさ	
●高齢化	
●後継者難	
●資金難	

国全体のリスク	
食糧安全保障上のリスク大	
●双子の赤字に陥った場合、食糧調達 遠が困難に	
都市部への集中による環境悪化	
●優良宅地の不足など	
地方財政の一層の悪化	
●「農業の空洞化」による地域経済の 荒廃・破綻	
●自然の荒廃による観光資源の減少	

農業を成長産業とし、農村地域での仕事とビジネスの機会が増え、農村地域が魅力的な生活と居住の場にならなくてはならない

出の禁止措置がきつかけとなり、日本以外のほとんどの先進国は安全保障の観点から食料自給を進め、いまでは農業も先進国型の産業になった。一九七〇年の食料自給率（総供給熱量に占める国産供給熱量。自給率一〇〇％）についても、輸出分があれば輸入はゼロではない。これは、ドイツ六八％、イギリス四六％、スイス四六％に対して日本は六〇％であった。これが二〇〇一年には、ドイツ九九％、イギリス六一％、スイス五五％と各国が大幅に向上する中で、日本は逆に四〇％にまで低下している。

アメリカやEU諸国などは、農業自体の産業としての強化策と農業に意欲をもつ農家への支援を強めたが、日本の農政は競争力とは無縁の土木建設事業と補助金行政に主眼を置き、生産を保護・育成するための農家への補助金はWTOで認められている枠をほとんど使わずに、安易に食料輸入を拡大してきた。政府は二〇一〇年度の総合食料自給率目標を四五％としているが、このような従来の行政を大転換すれば欧州各国の実績を参考にして向こう一五年程度で、これを七〇％程度まで上

こうしたさまざまな課題を実現するためには、当初の目的を達成したあとには農業発展と美しい国土作りを阻害している農地法、都市計画法などを抜本的に改革する地域主権の「平成の農地解放」が必要だ。農耕民族といわれる日本人の深い本質には、恵みをもたらす自然・環境への畏敬と、持続可能な循環社会を営むための都市を含めた共同体の実践があった。二十一世紀の地球が求めているものとも通じる。奇跡的な戦後の繁栄のエートスには紛れもなくこの民族の本質が関わっていたが、いま急速に失われようとしている。幕末に西洋人を魅了した美しい国土は、戦後日本人の手で破壊されてきた。技術と経済効率性と世界の流れからだけの発想でなく、祖先から受け継ぐ知恵と民族のDNAを謙虚に尋ねて、しかも二十一世紀の民主主義と情報社会の枠組みの中で、新たに受け継ぐべき本質に基づいた田園を作ることがわれわれの課題だ。

食料の輸入依存の限界

国民の食の安全に対する不安は高まるばかりだ。輸入飼料から国産牛にBSE（牛海綿脳症）が発生し、さらに国内消費の三分の一を頼るアメリカの牛にBSEが発見された。中国産の野菜などには国内基準をはるかに超える残留農薬が発見される。ホルマリン漬けのフグなど輸入物や養殖の水産物への薬品の問題もクローズアップされてきた。さらに、事実を隠蔽したり、国民の資金を不正に受給したりした食品企業のいくつかは解散に追い込まれた。供給熱量ベースで六割を輸入食品に依存し、世界の水産物生産量の約四割弱にあたる量を輸入する日本は世界一の食料輸入大国である。

しかし、食料の安全を守る体制は著しく貧弱でありいびつだ。食品の輸入届出件数は一〇年前の二倍の年間一六〇万件に及ぶのに、検査を行う厚生労働省管轄の検疫所の食品衛生監視員は

全国で三〇〇人弱しかいない。こんな貧弱な体制だから、輸入届出をした食品の九〇％強は検査されずに国内で流通する。一方で、食糧管理法が廃止されたのに、農林水産省管轄で米の等級管理を行う検査官がいまも一万人もいる。

日本の空港には冷蔵・冷凍設備がなく、また多くの港湾でもそれらは不備で、輸入野菜などが野積みされているのに腐らない。薬品漬けにされているからである。国内では禁止の農薬や薬品が輸入農水産物に使われている。工業製品や金融商品においては内外無差別の原則が確立され、基本的には提供者の国籍にかかわらず同じ規制が適用されるが、食料安全規制は国内生産者主体だ。省庁の縄張りを超えて人材と予算を最適配分し、消費者の安全を優先する行政に転換するのが当然だ。

日本の食料自給率は大半の先進国とは逆に、過去三〇年で大きく低下してきた。一九七三年のアメリカの大豆輸

げていくことは十分可能である。

世界的に、農業は、マーケティング、研究開発、経営管理、物流、自然環境保護、医療との連携などビジネスと社会の資源を応用するきわめて先進国型の産業になっている。さらに食料自給の要請、自然環境と土壌の保全、国民の健康・安全の確保、文化伝統の継承、などの農業がもつ重要な役割から、欧米諸国では農家と農業を豊かに強くなるための支援策や補助金は手厚いのが実態である。イタリアのように農村生活そのものを観光化しブランド化することに成功したところさえある。

農業を最先端産業と捉えなおすなら、日本が世界の先頭に立つための新しい自立と保護育成のための社会と政治・行政の枠組みが必要になる。現在、政府内でも農業改革が議論されているが、新たな過剰介入と弱者保護一辺倒になつては農業のいつその衰退を招く。多様で巨大な消費市場を抱える日本の農業は、世界第二の経済大国としての

技術・人材・組織を活用すれば巨大な成長可能性をもつことを基本認識として政策を確立せねばならない。

この点からみて、食をめぐる国際交渉もお粗末だ。BSEで問題になってくる牛のトレーサビリティ法(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法)にしても、国内の牛には詳細な履歴を求めるが輸入牛肉については適用されない。EUがトレーサビリティのなされていないアメリカ産牛肉の輸入を禁止しているのとは好対照だ。

また知的所有権を守ることが重要になってきているが、中国などでは付加価値の高い日本の育成種のコピーが栽培されているのに、それに違反した作物の輸入制限措置などはとられていない。食料の通商産業政策は製造業などに比べて交渉力が低い。国益を守る意思決定と交渉の体制を作り上げることが必要だ。

日本の製造業が成功してきたのは、みると、六十五歳以上の占める割合が五五％で、高齢化が進行している。一方で農業に主として従事する農業後継者のいる農家は五・六％にすぎない。現在三七五万人いる農業就業人口は、中学・高校新卒者の農業への就職率が一％にも満たないことから、今後とも減少の一途をたどることが予想される。

日本の農業問題の本質は、土地と政治だ。戦後の農業政策は、不在地主の農地を小作人に譲渡した農地解放でスタートした。小規模零細な自作農が多数誕生し、農地解放の方針を明確にした農地法が、一九五二年(昭和二十七年)に施行された。農地法は、自作農主義による農地拡大、農業生産力の維持・向上を主な目的とした。農地の保有も使用も自作農と自作農主体の農業生産法人に限ることとした。また、農地の自作農以外への権利移動と農地以外への転用を厳しく制限した。農地の権利移動には自作農の代表が多数を占める農業委員会が許可権限をもつよう

世界一厳しいといわれる消費者に鍛えられ、先端技術やノウハウを生かし、内外無差別の透明性の高い規制の体系と国際貿易ルールを活用してきたからだ。安全と消費者主権を確立し、企業が生産者との契約を公正に守ることを義務づけ、参入と競争の自由と公正を確保する、という産業一般のルールを確立することが農ビジネスの創造を促し、農業全体の発展のキイポイントになる。農業の長期的成功のためにも、ばらばらな農林水産と経済産業の政策の統合が必要だ。そのうえで、食の安全の確保と自然環境と国土の保全、食料安全保障のための自給率の向上、という農業がもつ重要な役割を追求するべきだ。

産業として成り立っていない農業

平均的に日本の農業は産業として成り立っていない。農家の平均耕作面積は一・八ヘクタール、稲作農家は一・五ヘクタール。農法が違うものの、外

長子相続から均分相続への相続制度の変更も農地の保有をさらに細分化した。小さな農地を相続した農民の多くが、農地を処分した資金で子供に高等教育を受けさせ、その子供たちが都会へ出ていきサラリーマンになって高度成長を支えた。

戦前までの日本のムラは地主の土地保有と長子相続の長い歴史があった。イエによる個人の抑圧と地主の小作人支配を、農地解放と均分相続が打ち破った。しかし相続税もほとんどない戦前までの制度はイエを柱にして農地と耕作を永続的に保全する機能が高かった。農地解放と均分相続は、農地の細分化を推し進める強い力となったが、農地法は、近代産業社会での事業の永続的な主体である株式会社組織や事業執行のためのパートナーシップ(民商法上の組合に近い)、さらには信託などの形態を認めなかった。民主化の仕組みはあるが農地細分化と経営零細化を

国に比べて際立って小さい。アメリカの約九八分の一、ドイツの約二〇分の一、イギリスの約三八分の一である。

一・五ヘクタールの田から約一三〇俵(一俵は約六〇キログラム)の米が取れる。米一俵の価格は、自主流通米、玄米、うるち米等で、およそ一万四〇〇〇円だから、単純に計算しても、米から得られる総収入は一八〇万円程度。そこから、農薬、肥料、農機具などの費用を差し引けば、農業所得はせいぜい数十万円程度にしかない。一年の農家の労働と投資の対価としてあまりに少ない。

米作りで農業所得が一〇〇〇万円を超えるレベルになるには、八郎潟の開拓地のように一五ヘクタール程度の面積が必要とされている。しかし、農地の集約化による大規模化や経営の高度化や多角化は例外的にしか行われていない。これでは、農業が産業として本格的に発展するのは難しい。

いまの農業就業人口の年齢別構成を

止めて農業が産業として発展する装置はなかった。このことが農業衰退の大きな原因の一つである。

戦後は、国民が飢えないための米の増産が至上命題であり、国による米の全量買い上げを柱にし、平等に米を分配するための食糧管理制度(食糧配度)が導入された。効率を重視するため、米の品種は農林一号など国定のものに統一され、戦前までのようにさまざまな品種を作ることには許されなかった。そうした国家管理の見返りに、政府は消費者米価よりも高い価格(生産者米価)で農民から米を買い取り、差額を財政で補填した。

こうした全国的な生産・流通・販売の画一化と効率化を進める組織として、農民を組合員とする農協組織が全国的に整備され、米の生産は大きく増えた。農協組織は、農林水産省を頂点とする中央集権的な上意下達の機関であると同時に、一人一票の意思決定メカニズムを通じて、生産者米価の決定や農地

の処分制度、農産物の輸入規制、などの分野で自作農を中心とした個々の農家の利害を集約し、政治と行政に反映させる強力な政治組織となった。戦後の利益代表民主主義の代表選手といえるだろう。

一方、高度成長期には、農村から大都市部への急速な人口移動が起こり、都市周辺では農地の宅地化が進んだ。農民にとっては、農地の売却収入が増加したが、農地の減少が懸念され、農地の市街地への転用を厳しく制限する都市計画法の市街地調整区域などの制度および農振法（農業振興地域の整備に関する法律）が施行された。ただし、宅地転用などから大きな利益を得るためのさまざまな抜け道が用意され、政治的な働きかけによって農地を売却する農家も多く出てきた。そうした虫食的な開発によって、都市近郊と農村の土地利用が無秩序なものになり、いままも産廃施設が田園地帯に突然出現したり、景観が破壊されたりする例が全

国で見られる。

都市圏において、優良な市街地がきちんと供給されない大きな理由は、農地を都市計画に基づいて計画的に転用することが難しいからだ。こうしたゆがんだ面を作りながらも、全体としては、農地の売買・利用と他の用途への転用の両面を厳しく制限する体制ができた。

日本の農業が曲がり角を迎えたのは、一九七〇年に米の減反が始まったときだ。国民に米を行き渡らせる政策は増産によって達成されて米が余りだし、それまで増産に励んできた農家に対する耕作休止（減反）の実質的な強制が始まった。減反奨励金などの補助金依存の農家経営の始まりだった。一方で減反に反発した農民などによる米の流通の自由化（自主流通米）が始まり、食糧制度はしだいに形骸化し、食糧管理法は一九九五年にようやく廃止された。

一方では消費者のニーズに基づく米

法、経営多角化、環境対応、食品安全性の追求などのさまざまなニーズに取り組みにも一定以上の規模が必要だ。しかし、大規模化は進展しなかった。売却などを通じた農地の集約化が起きず、大規模化と効率化、そして農家一戸当たりの農業所得の向上も起きなかった。機械化はむしろ小規模な自作農家の兼業化を促進し、農業に使う時間と努力を減らすことが進んだ。高度経済成長以降は、企業、官庁・農協・金融機関、公共事業による土建業、など収入が高い農業以外の仕事に同時に就くことが可能になった。補助金も大きな収入源になった。

こうして、農業に従事しながらも、頭打ちの農業収入を補う道が農家に開かれた。個々の農家にとっては真剣な生活の選択の結果だ。しかし、それは農業経営に専念することによる意欲を減らし、結果として日本の農業を衰退させた。

さらに大きな一時収入を農家にもた

らしたのは、農地売却収入だった。農地法は自作農以外への農地売却を原則禁止しているが、公共事業での用地買収は例外である。高度成長と財政の拡大に伴って、行政による農地の買収価格は農地の生産性にかわりなく上昇を続け、農家に大きな一時収入をもたらした。一方で、農地としての取引は自作農の間に限られ、多くの自作農は零細で規模拡大どころではない。しかも、農産物価格は一般物価に比べて下落したから、農地の生産性はあまり向上せず農地価格は上昇が限られる。農地を手放してもいいという農家にとって、安い価格で農地として売却したり、返してもらえるかどうか不安な貸地にしたりするよりも、年々実施される公共工事の用地買収が自分に回ってくるのを待つほうが経済的に合理的だった。

この傾向は、日本が経済大国になり、財政規模と公共事業が拡大した一九八〇年代以降にいつそう顕著になる。人

作りも始まったが、減反奨励金が得られるため過剰な田が他の作物のために転換されず、常に過剰生産能力による米価下落と財政支出の悪循環が三〇年以上にわたって続いてきた。減反政策は今年でようやく終わるが、ほかの先進国にはみられない政治的な仕組みによって農業が衰退し、農村と地域、そして自然環境が崩壊の危機にある。

農業から離れたほうが高収入

農家の八〇％は農業以外の収入を主とする。そのうち農家の六〇％を占めるいわゆる準主業農家の総所得の平均は八六三万円。そのうち農業所得が九三万円。農業所得依存度はわずか一一％にすぎない。これに対して主業農家の総所得は七四九万円であり、準主業農家よりも低い。こうした事態はどのようなにして生まれたのだろうか。

高度成長期以降、機械化によって大規模農業が可能になる技術的条件は整った。経済効率性だけでなく、有機農口移動が鈍化し農地の宅地転用による収入が減って、公共事業による用地買収が大きな収入源になった。農地の固定資産税や相続税などの税負担は軽い。こうなると、農家にとって経済合理的な行動は、農地を保有し、さまざまな補助金は受け取りながら、農業にエネルギーを費やすよりも兼業によって収入を確保し、公共事業の用地買収を待つことになる。農家からの政治的圧力にも支えられて、公共事業への財政支出は増え続けた。農業が土地保有業の性格を強め、自作農による農地の拡大と農業発展という農地法の目的は破綻した。

耕地面積は耕作の放棄などによって一貫して減少している。作付け延べ面積は、一九六〇年（昭和三十五年）の八二二万ヘクタールから二〇〇一年には四五二万ヘクタールにまでほぼ半減している。一方、耕地面積そのものは同じ期間に六〇七万ヘクタールから四七九万ヘクタールへと二五％の減少に

康生活の新たなニーズが生まれるだろう。農産物は、工業製品と違い消費者の国内産地へのこだわりが強く鮮度も大事だ。本来は国内生産が有利なはずである。しかも、輸入農産物の安全に対する国民の懸念もかつてなく高まっている。単に安さだけで選択するわけではない。国内農業の可能性は大きい。

第二に、農業以外の産業分野には、高度化する食への要求にこたえられるだけの世界有数の技術、人材、組織が存在する。ただ、農業には生かされていない品種・商品開発、安全性確保とトレーサビリティ、生産管理技術、顧客ニーズの発掘調査・販売促進・コミュニケーション、資金調達、輸送、IT技術健康・医療効果の研究、などの経営要素に個々の農家が応えるのは難しい。分業が必要だ。農協が提供すべき位置にあるのだろうか、現在の農協のビジネスモデルは統制経済時代の大量画一的な農産物提供を前提としており、多様で個別の要求に応えるのが難しい。

今後は、農協自体がそうした経営資源を必要とするだろう。農業生産にこうしたサービス提供がなされてこなかったことが、大規模化の失敗だけでなく、農業が他の産業に遅れてきた大きな原因だ。製造業・サービス業・研究機関などには農業の要請にこたえられる技術・人材・組織が過剰なくらい存在しており、生産者を消費者に結びつけるサービス分野に導入すれば、日本の農業の潜在力が発揮できるだろう。

第三に、個別で多様な食のニーズに応える社会の体制が整ったことだ。宅配便や冷凍技術、ITを利用した情報交換と取引、などが発達したことから、かつての東京中心の大量集荷と販売に頼らなくても、多品種少量の産物を全国の消費地に直接届けられるようになった。多様化した消費者のニーズを生産者に結びつける手段はすでに社会的には実現している。農業のバリエーションがきちんとできれば活用できる。

第四に、社会全体での自然・環境・

循環型社会への関心と行動の高まりである。経済行動を超えた土・緑・農・里山・田園・自然、への関心・欲求・渴望が都会生活者を中心として高まっている。田舎暮らし・市民菜園・セカンドハウス・農村交流・草刈十字軍・体験教育などの経験も広がっている。そこにあるのは、経済的な関心よりも自己実現・生き方の発見、といった人間としてのより高度な欲求充足だ。体を動かし、関わることで自分が満足であり、労働の対価どころかお金を払っても経験したいことだ。こうした動きを後押しし、より多くの人が実践できるように社会を作り、自然と環境と美しい地域づくりが進められる枠組みを作れば、そのための消費・滞在・観光・スポーツ・住宅・体験・健康・介護・教育・サービスなどの幅広い田園産業が成立し、それがまた田園の魅力都市に対して高めて人と組織をひきつける循環が生まれるだろう。

このように、日本には農業発展の条

とどまっている。農業の担い手がいなくなっているために二毛作などが激減し、農地が十分に利用されていないのである。さらに、田の約三割が減反によって使われていない。国土の狭い日本が農地を活用していないことも農業衰退の大きな原因となった。

日本の農業の巨大な可能性

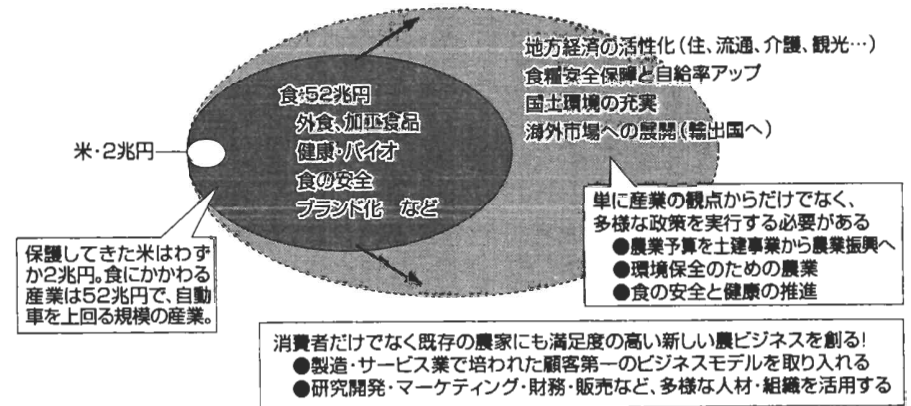
日本の農業は、国内でバリューチェーン（価値連鎖）が完結する基本的に自立した産業に脱皮すれば、大きな成長可能性を秘めている。

第一に、日本は、「食」の市場としてみたとときに巨大だ。消費者は多様なニーズと巨大な購買力をもっている。米づくりは売上二兆円の規模にすぎないが、食に関わる産業の売上は五二兆円、自動車産業を大きく上回る巨大産業である。日本人ほど食について貪欲であり、新しいものも伝統的なものも好み、品質と安全と健康と価格などのさまざまな要素にこだわり、あらゆる

種類の食がそろっている国はない。ビジネスとしての提供の場もデパート、コンビニ、スーパー、ファーストフード、屋台、レストラン、料亭、ホテル・旅館……と多様だ。家庭における食もニーズが細かく分かれ、新しいものを好むかと思えば伝統に回帰するなどきわめて活発だ。テレビには料理と食べ歩きの番組があふれている。

市場規模が大きく多様であるということとは、多様な食材の提供ができるということであり、農業には本来きわめて恵まれた国のはずだ。気候風土の変化に富む日本では、明治政府の統制以前には、米だけでも一六〇種類もありその効能が分かれていたという。野菜ももっと多様であった。二十世紀の画一化の中で衰退させられた伝統ある農産物を本格的なルネッサンス計画によって復活・発展させれば、伝統やふるさとへの回帰と健

農村も都会も元気になる田園からの産業革命



件は整っている。農業が農ビジネスに
変身して産業バリエーションを国内
で確立するだけでなく、農業を取り巻
く田園全体が都市生活者をひきつけて
成長していくときに、農業と田園が二
十一世紀のフロンティアに変身するだ
ろう。

農ビジネスの創造

農ビジネスを農業に関わる産業と定
義すればきわめて広範な広がりをもつ
ているが、それは生産、最終消費者へ
の販売、その間のサービス、に大きく
三分できる。このうち、最終消費者へ
の販売は、きわめて多様だ。形態は素
材、加工食品、料理、とさまざまであ
り、提供者も小売流通・ネット販売、
外食、中食、産直・提携、から病院な
どまで多様だ。しかし生産は農地法に
より自作農と自作農を基本とする農業
生産法人に限られる。農家以外は個人
も法人も農業生産の分野に入るのは難
しい。生産者へのサービスも、法的に

独占を許された農協が圧倒的なシェア
をもっているが多様なニーズには応え
切れていない。生産とサービスの両分
野での独占が新規参入を阻み農業の衰
退の原因になってきた。

農ビジネス発展のための大事な原則
は、農業を顧客中心のものに改めるこ
とによって農業を強くすることである。
同時に、農業を単なる食料生産から幅
広い農ビジネスとしてとらえなおし、
これまでの担い手のやる気を大事にす
ると同時に、さまざまなニーズを開拓
できる新しい参加者を入れる必要があ
る。消費者と生産者とサービス提供者
が共存共栄できる仕組みを作ること
で、農ビジネスが大きな成長分野に変身す
る。

農ビジネスの所得や雇用が大きく増
えるだけでなく、田園に立地した田園
産業というべきさまざまな分野が大き
く発展し、地方からの成長のメカニズ
ムがで上がる。そのためにはさまざま
な施策が必要だが、カギとなるのは、

した場合の対価はきわめて大きい。米、
肉、野菜、果物、加工品。最近では
酒・焼酎などがブランド化に成功した。
また、食の健康・安全また医療機能面
へのニーズも高まっている。腎臓病患
者のためのたんばく質を減らした米な
どは食料というより不可欠な医療手段
だ。多様なニーズに対応するためには、
顧客ニーズの把握と開拓、研究、生産
管理、販売とマーケティング、流通と
運送、などバリエーションそれぞれ
のプロセスでの付加価値を確立しなく
てはいけない。

必ずしも大規模になることではない。
ニーズの多様性への対応が重要だ。こ
の点が、大企業が数社しか残れない自
動車などの工業製品との違いだ。各地
ですすでに新しい農ビジネスの創造を
行っている人たちが多くいる。それを
もっと大きな流れにすることがいま重
要だ。

活発な農ビジネスを作るためには、
さまざまなニーズをとらえることがで

きる個人や団体が生産とサービス分野
に入ってくるのが重要だ。販売・流
通、料理、食品、医療・健康などの産
業、さらに、研究開発、生産管理、バ
イオなどの分野からの参入も必要だ。
そうした参入者は生産者とさまざま
形で結びつくだろう。生産者自体も、
規模や損益配分の実態に応じた形態を
とるべきだ。取引形態も、委託生産、
フランチャイズ方式、消費者団体との
提携、直接生産、などさまざまな形を
とりうる。自作農が生産し、農協が取
りまとめ、一括して販売する、という
従来型の農業以上の多様なあり方が必
要になってくる。

消費者との結びつきも、単なる購入
者というだけでなく、安全・有機農法
や一人一人に適した医療健康効果のた
めの共同事業者というところまで考え
られる。子供の体験農業、滞在型観光
市民農園、老後の農園つき住宅など、
都会の住民にとってよりどころになる
ような結びつきができれば、農産物だ

農地法に代表される現実に合わなくな
った農地と土地への規制を抜本的に変
えて、農地を有効活用し、新しい農ビ
ジネスが実現できる仕組みを作ること
である。

一方で、美しい環境に暮らしたいと
いう欲求は、都市、農村を問わず高ま
っている。農地と土地の新しい活用法
を構築してこうした欲求を実現し、田
園こそ住みたいところだ、という新し
い日本の常識を作るものでなくてはな
らない。

新しい農ビジネスは当たり前のこと
を実現することが基本だ。多様なニー
ズに応え、新しいニーズを掘り起こす
ことである。消費者だけではない。生
産者、販売者、流通者、それぞれのニ
ーズに応えるさまざまな活動が必要で
ある。安さ、食味、新鮮さ、美しさ、
色・形、健康、安全、プレステージ、
郷愁など、消費者のニーズは果てしな
い。

すでに食のブランド化は進み、成功

けでなく生活に関わる提携関係が生ま
れるだろう。さらに食の総合科学を推
進すれば、長寿社会における健康な生
活のための個人々人にとって最適な食の
あり方が明らかになり、健康維持や医
療としての食が広がるだろう。高価な
薬を飲む前に、健康であり続けるため
に自分にあった食をとって病気を予防
するほうがいい。農ビジネスもいつそ
う多様化する。

新しい参加者が農ビジネスに入っ
てくることは、全体としていまの農家に
とって有利になる。経営意欲の高い生
産者にとっては消費者のニーズの掘り
起こしが進み、生産、流通、販売が効
率化することによってコストの低下と
売上の増加が期待できる。兼業農家は、
いままで農機具や農薬や種子の購入、
資金調達、品種開発、販売と流通など
を農協にいわばワンストップ・シヨッ
ピングで依存してきた。

しかし食管制度を背景として発達し
てきた農協には、消費者のニーズを個

フランチャイズという第三の道の可能性 フランチャイズとは？

既に食の分野では20年以上にわたって大きく成長

- コンビニ、ファーストフード、チェーンレストラン、パン屋など

個人商店などがフランチャイズ本部と契約・加盟し、業務ノウハウ、ブランドなどの提供を受ける仕組み。

- 加盟者はオーナーシップを持ちながら売上増加や業務効率化ができる
- 本部は一定のロイヤルティ収入などを受ける

農業におけるフランチャイズ

農家の大半を占める兼業農家の多くは小規模で資源がない

- 農業は続けたいし、農地は守りたい
- 農協だけに頼っているは不安

株式会社参入を懸念する農家にとって共存共栄の道を拓く

- 新しい経営・業務システムの導入で兼業でも可能な仕組みを構築
- 特に日本の得意な生産管理技術によって取組みやすい産業になれば、若者などの就職先にもなりうる

農協にとっても経営改革のパートナー

- 提携、融資・出資の対象に
- 個別農協の自立と分権化へ

立っている。かつての個人商店が店舗の敷地や建物を改装して加入することが多い。フランチャイズ・ビジネスは消費者と生産者・サービス提供者の両方を顧客にするところに特徴がある。

ニーズ調査・商品開発、宣伝・広告品揃え・仕入れ・配送、経理システム導入、教育訓練、など個人商店では不可能な高度な業務を企業の本部で効率的に行うことで、消費者にとって魅力的な商品とサービスを提供できる。その対価として加盟店は本部に対して売

別の生産に反映させるといふ機能は弱く、農協の手数料率は高い。新しいバリューチェーンができれば、農ビジネスへの新規参入も増え、農家にとつてより便利で安く親切なサービス提供者が現れるだろう。

それと同時に必要なのは、農家自らが株式会社などの法人をいっそう組織しやすくすることと、資金調達の門戸を開くことである。投資信託法などの金融法制を改正して投資信託会社の設立をもっと自由に行えるようにすれば、いまより小規模なファンド運営も可能になるから、投資信託や投資事業組合といったファンドの形で農ビジネスに投資できる。地域からの支援、消費者との提携、環境、安全、自然保護、といった自分たちの目標を実現するためのツールとしての投資手段をもてば、さまざまな発意が農業の場で実現できるし、農林系金融機関や地域金融機関や郵政資金などはそうした資金調達のも多様化を後押しすべきだろう。

上の一定部分などのロイヤルティを支払う。従来の個人商店にとつては、いまの消費者のニーズにあったものを提供でき、これまでの敷地や建物を生かして働き続けることができ、売上が増えれば収入アップにつながる。フランチャイズ企業にとつては、直営店を展開するのに比べてはるかに少ない資金と人員で、売上に連動した収入が得られる。

もちろん、うまくいかないケースも多いし、過重労働、契約違反や誇大な

こうして農ビジネスが活性化することとは農協にとつてもプラスになる。まず、全体として市場が拡大するから全国ネットをもつ農協組織にはビジネス拡大の追い風だ。農ビジネスへの参入者は、農協の顧客や提携相手になりうるし、有力な融資・出資の対象でもある。市場の発展にあわせて、農協経営が多様化・分権化すれば全国ネットワークが生きてくる。輸出市場の開拓も重要課題になるだろう。さらに、農ビジネスの新規参入者は、経験者が欲しいだろうから、個々の農協職員にとつてはキャリアの選択肢が大きく増える。田園からのベンチャーの株式上場も数年内には起きるだろう。個人にとつても、切磋琢磨すれば大きな成功を農ビジネスでつかめる時代が来るだろう。

農ビジネス全体の拡大につれて有能な人材が必要になる。まず、地域の農業のリーダーが企業家として成長し、人材を養成するのが基本だ。教育機関においても、生産だけでなくトータル

な農ビジネス経営を教える態勢を整えるのが急務だ。さらに、環境や地域づくり、そして消費者との提携を含めた農ビジネス全体を理解した教育の態勢を作る必要が出てくる。大学や地域のリーダーが人材を育てることによって、農ビジネスの拡大は関連する産業と地方経済全体を活性化させるだろう。さまざまな企業も教育を重要な経営要素として提供するだろう。農家出身でなくても農ビジネスに飛び込める時代を作ることが鍵だ。

フランチャイズという第三の道

農ビジネスにフランチャイズ・ビジネスの方式を導入すれば、個人か株式会社か、という以外の第三の農業経営の大きな可能性を開くかもしれない。すでに、食の分野ではコンビニ、ファーストフード、チェーンレストラン、パン屋などフランチャイズ・ビジネスが過去二〇年で大きく成長した。フランチャイズ・ビジネスは契約関係で成り

説明などの問題もみられるが、フランチャイズ・ビジネス同士の競争が激しく、また情報の公開も進み加入者の権利を守る法律と行政の仕組みも整ってくるから、不良なフランチャイズは今後淘汰されるだろう。フランチャイズ・ビジネスが日本でここまで大きく成長してきたのは、消費者・加盟店・企業のニーズがからみ合い、基本的には共存共栄の関係になっていくからだろう。

日本の農家の大半を占める兼業農家の多くは小規模で経営資源がなく、しかし、農地を生かして農業を続けたいという点において、従来の個人商店に似ている。大規模な専業農家であっても消費者のニーズをとらえた農業経営は大変であり、大きなコストとリスクを伴う。フランチャイズ・ビジネスの参入は、株式会社が入ってくれば自分たちはやっつけいけなくなるという懸念をもつ農家に対しても共存共栄の一つの道を示すのではないかと。

値の高いものを生産しようとするから、米だけ大量に作って価格を暴落させたりはしないだろう。そうなれば、農地の経済価値は上がり、いまのように誰も引き取り手がなくて貴重な農地が耕作放棄される事態も大きく減るだろう。単なる売却だけでなく、定期借地や契約栽培などさまざまななかたちでの農地提供が考えられ、農家の選択肢と経済的利益は増える。この分野でも農林系金融機関や地域密着型の金融機関などが、資金・情報の提供、優良な事業者の紹介などの業務を展開すれば、地域や個人と事業者の円滑な結びつきができやすいだろう。

そうなると農地の概念を再構築しなくてはいけない。農地がみだりに市街地に転用されれば、投機目的での土地取得が増え農業は荒廃する。農ビジネスの導入は安定的な生産農地としての使用とセットでなくてはいけない。これは自給率向上のためにも必要である。農業生産そのものよりも自然環境の保

もちろん大きな違いは、農家の多数を占める兼業農家はコンビニの経営者のように専業ではないという点である。しかし、こうした兼業農家の多くは、農協に経営の多くをすでに事実上任せてきた。経営のアウトソーシング先が増えれば農家のメリットは大きい。フランチャイズ・ビジネスは生産者のニーズをできるだけ満たそうとするし、そうでなければ参加する農家がいなくなる。

たとえば、商品開発と生産管理技術によって、できるだけ少ない労働力の投入で高い品質と価格の農産物を作り上げる。あるいは、農作業は優秀な人材を派遣する会社に依頼して、生産委託する。そうした経営の多様性が進めば、農業はいまより取り組みやすい産業になる。オーナーとは別に契約社員として、新卒の若者や脱サラのサラリーマンにとっても農業が就職できる産業になり、担い手不足の問題は解消されるかもしれない。

平成の農地解放と地域づくり

このようにして考えると、農ビジネスは新規参入による巨大な発展可能性をもつが、新規参入者が事業展開するときに最大の障害になるのが、自作農以外による農地の所有と使用を原則として禁止した農地法などの規制である。最も重要な生産手段である農地の所有も使用もできなければ、新規のビジネス展開はきわめて難しい。農業と農村のもつ歴史・文化・伝統・自然、という経済に還元できない大切なものを大事にしつつも、新しい農業の自立を進めるには、フランチャイズ・ビジネスをはじめとした法人が真摯に農業に取り組み限り、注意深くしかし着実に農地の保有と使用を認めなくてはいけない。

「平成の農地解放」である。ただし、税制などで法人のほうが個人よりも一方的に有利にならないように制度上の中立性を確保する必要がある。もちろん全のために必要な山間農地や森林についても長期にわたって確保しなくてはいけない。

他方、都市近郊では、これまで都市計画と農地計画の縦割りの弊害をついて農地の無秩序な転用が起きる一方、農地の転用の原則禁止と都市計画の不在から、計画的に優良な市街地は戦後なかなかできなかった。いま高級住宅地とされる田園調布や芦屋は戦前の都市近郊の開発である。

平成の農地解放は、ドイツなどのように田園地帯に美しいコンパクトシティと呼ばれるような集落や小都市を作るチャンスだが、そのためには、中央からの縦割りの計画ではなく市街地、農地、森林、などを含む一つの土地利用計画を地域で作って守っていく仕組みが不可欠だ。自治体の首長に強い権限を与えるとともに、広域の土地利用ガイドラインと、より具体的な地域別の土地利用計画について、幅広い住民の参加と情報開示が必要だ。農業生産効

人、農業は地域の中で調和して展開され、水や農地の利用について他の生産者との調整は必要である。法人による優越的地位の乱用は、規制しなくてはいけない。また、単なる土地保有や投機を排除することは言うまでもない。生かされていない農地を活用することが目的なのだ。

自作農が耕作地を拡大することによって農業生産を拡大する、という農地法の目的は現実には破綻している。多くの自作農は規模が零細で、兼業農家になることで自立した農業生産から事実上撤退し、全国で耕作地は減少している。そのうえ、米の減反によっていっそう農地の利用は低下してきた。さらに、農業従事者は高齢化し、いくら潜在的ビジネスチャンスがあっても産業として大きく育てていくのは無理である。

経営資源、資金力、人材をもった新規参入者が農地を所有あるいは使用するれば、農地の生産性は上がる。付加価

率の高い地域、山間部、都市近郊などの地域特性の違いによって土地利用計画のあり方も変わってくる。農業のみ地域もあれば、市街地の中に農地や原っぱを認めることもキチンとした地域の合意があれば可能だ。

これまでは、農地に関する意思決定は、主に農業委員会が行ってきた。自作農の利益を図ることがその原則であったが、不明朗な政治的決定の温床になり、無秩序な乱開発を進めてきた面がある。今後の農地利用の決定には地域全体の土地利用計画についての透明性の高い合意と同時に、個々の農民の意思を尊重することを基本にしなければならない。法整備と同時に、規制改革特区において農ビジネスの実現と平成の農地解放、統一された土地利用計画を先行的に実現し地域別の発展のパターンを示すことが重要だ。田園の中に東京よりも美しい町並みができるときに、景観や環境という公共財を壊しても平気という戦後の歪んだ私有権絶

対思想から日本が脱却し、社会的公共資本であり、住民の財産に跳ね返ってくる風景と町並みの価値が確立されるだろう。

土建型から農ビジネス重視型へ

現在の三兆一〇〇億円の農業予算はその半分以上が、道路、ダムなどの土建工事に使われている。その他の多くの部分も土建工事が発生する構造改善事業だ。地方の土建業と政治行政との癒着の温床になっている。用地の買収価格は農地としての取引価格より高く、農家経済が用地買収に依存し、結果として農地の利用は低下し、農業は衰退してきた。必要な農業構造改善事業の大半は終わっているから農業に無関係の土木事業に予算が使われる。それでいて農業生産自体への補助金や育成策は軽視されてきた。

根本的な見直しが必要だ。農業予算が土建工事から本来の目的である農業と地域の生産性向上、そして二十一世紀

者だけでなく農家や農協にとっても満足度の高い新しい「農ビジネス」を作ることが、農業改革の重要ポイントだ。現在政府が推進しようとしているプロ農家への補助金などは、よほど注意しないと農家の経営意欲を削ぐ。自立した産業は、公正な競争を通じて得意分野でのすみわけと共存の中で構造が固まっていく。勝者を政府が指名するような過剰な介入は避けなければならぬ。プロ農家を指定するのではなく、農地の耕作実績や生産高に応じた一定のルールに則って補助金を出すことで競争原理と保護育成の双方が歪みなく達成できるだろう。

アジアとの共存ができる時代へ

EU、FTA（自由貿易協定）といった地域間や二国間の経済協力関係が、通商関係において強い拘束力をもつ時代になってきた。ところが日本がFTAを結んだのはシンガポールとのみであり、世界の流れに完全に出遅れている。

紀に重要度を増している農産物の安全の確保、有機・無農薬・減農薬農業、里山・自然・環境保護、などの目的のために有効に使われるよう、外部評価を含めて政策効果を厳しく検証した配分を導入すべきだ。また、無限責任の協同組合組織であるが故に過大な負担になっているような農協などでの債務返済の問題についても産業再生の観点から取り組む必要がある。その際、重要なのは政府がビジネスの勝者を決めるのではない、ということだ。政府の役割は、日本の農ビジネス全体を強化し、消費者主権を確立することによって農業の国際競争力を強化しなくてはいけない。人材教育、IT投資、交通やインフラの基盤整備、消費者との提携推進、などのグラウンドの整備は進めるが、あくまでも努力が顧客に受け入れられることによって報われる仕組みを基本にしないでいけない。そのうえで、市場メカニズムだけでは環境や景観などが守られない場合に政策によ

る。とりわけ深刻なのはアジアにおいてだ。中国がかつての反中国連合であるASEAN諸国と次々とFTAを結び、軍事衝突をしたインドとさえ交渉に入っている。このままでは中国に大きく後れをとる事態になる。

日本がアジア諸国とFTAを結ぶ最大のネックは、国内の農業保護政策である。輸入農産物への規制を国内と整合性のあるものにし、環境保護の観点からの助成措置を十分に講じたうえで、農ビジネスの革新によって国内の消費者をしつかり捉え、逆に海外の消費者を品質や安全性、ブランド価値などで虜にする態勢を整えば、日本のFTA交渉は大きく進展し、経済安全保障につながる。巨大で複雑で顧客の要求水準が高い国内市場で日本の農ビジネスがいまより大きなシェアを獲得できたときには、消費者市場が急拡大している中国をはじめとした世界市場での競争力ができるだろう。上海などですでに日本の農産物が高級品とし

る保護を行うべきだ。

政治と行政の一部ではこれまでも農業の大規模化や経営の「プロ化」の重要性を認識してはきたが、その実現に失敗してきている。農地法などの規制と財政支出が農業を土地保有業に変化させてしまい、土地と政治の問題を素通りしては解決にはならないからだ。無理やりに農家を廃業に追い込む政策も有効ではない。むしろ農家の多数を占める兼業農家が抱える問題を解決することで実効の上がる政策でなくては政治的にも実現しないだろう。もちろん専業で農業経営を伸ばしている農家も相当いるが、生産農家だけの強化策では、日本の潜在力を生かして農業が自立することにはならない。

サービス産業分野などで成功した、消費者と生産者の双方を顧客として重視するビジネスモデルを農業に取り入れ、バイオ技術・生産管理・マーケティング・資金調達・販売などの多様な分野の人材と経営資源を活用し、消費

て人気がある。日本は農と食の輸出国になれる大きな可能性をもっている。

田園からの産業革命

膨張する財政赤字と製造業分野での日本の挑戦。一九八〇年代にアメリカがおかれた状況は、最悪の財政赤字と中国の挑戦に直面するいまの日本の姿に重なる。アメリカがその当時の危機を切り抜けてふたたび世界一の経済大国の地位を確立するまでの国家戦略を、いまの日本のあり方と比べることに大きな意味がある。当時のアメリカの大企業では、業務のリストラクチャリングと同時に生産を思い切って低コストの海外にシフトし、研究開発・マーケティングなど付加価値の高い分野を本国に残して、グローバルな水平分業体制に成功したところが収益を大きく伸ばした。それにつれて株式・金融市場も二〇年にわたる長期上昇を続けた。現在の日本の上場企業が、リストラと中国への生産移転によって史上最高益

を達成し、ようやく株式市場も回復基調になってきたのに似ている。

アメリカでその当時に起きたもう一つの大きな流れが国内経済の地方分散化と地方の自立であった。ニューヨーク、シカゴといった既存の大都市から大企業が次々と本社を移し、またITや金融、サービス分野などで新興企業が急成長した。地方分散を進めるために一九五六年から建設された全国無料高速道路網(インターステート)に加えて、この時期にレーガノミクスと呼ばれた規制緩和・低コスト化・減税で地方のビジネス環境が大幅に改善し、情報・通信、航空、自動車運輸・交通などの面でビジネス環境は大都市部と遜色ないものになった。

企業と経済の地方分散がすさまじい速度で進み、一九八〇年代末の冷戦の終結がその流れを加速した。軍事関連産業にいた優秀な人材たちがシリコンバレー、サウスキャロライナ、テキサス、コロラドなどの地方を中心に、I

Tやサービスなどの新しい分野の企業を次々に立ち上げていった。製造業、金融業なども本社を地方に移すのが当たり前になり、経済のサービス化も進んだ。いまでは、フォーチュン五〇〇と呼ばれる大企業の本社の九割以上はニューヨーク以外に立地している。

コストだけではない。自然が豊かで通勤時間が短い環境の中で創造性が発揮され、新しい技術やビジネスモデルが次々と生まれた。企業の収益と個人の雇用と所得の伸びが重なり、税収が大きく伸びて二〇年後のクリントン政権でようやく財政再建を実現した。政治の重心も移った。国の財政赤字と権限縮小で各州が連邦政府から自立せざるをえなくなつて力をつけた。成功した州知事から大統領へとこのコースができた。

日本ではこうした地方分散と自立の流れは起きていない。むしろ小泉改革と呼ぶ政策は、大都市と地方の格差を拡大し大都市集中を加速して、日本の

競争力を致命的に弱体化するものである。道路公団民営化とは、世界一高い日本の高速料金をとり続けることだ。

自動車しか移動手段がない多くの地方にとっては交通のコストと利便性の格差の固定だ。ベンチャーキャピタルや証券化などの充実によって金融システムを複雑化、地方分散化することなく地方の不良債権処理を進めれば、大企業とちがつて銀行しか資金調達ルートがない地方の企業は大きな打撃を受ける。資金調達格差の拡大だ。そのうえで銀行救済の観点から郵政事業の不用意な縮小を進めれば、地方の生活と金融のインフラは大都市に比べてますます貧弱になる。

こうして、交通・運輸、金融、土地などが高コストの社会と過密と過疎の構造は続く。地方での就職や雇用はいっそう困難になる。新しい産業も生まれない。そのうえ国の財政支出を権力の源泉とする政治の支配を続け、本当の行財政改革と地方分権は実行せず、

増税と高負担の路線を突っ走ろうとしている。国民のものは国民に返す、という観点から負担軽減と権限委譲を実行したレーガノミクスとは逆方向だ。中国がモノづくりで日本の地位を奪おうとしているときに致命的だ。「改革」と称するものが経済弱体化と財政危機と負担増の悪循環を生み出している。

逆転の発想が必要だ。地方の負担を減らし、大都市との格差を縮小するのだ。まず、全国的高速道路の無料化によって、ヒトとモノの流れの自由化が実現できる。クルマしか交通手段がない多くの地方での農ビジネスにとって田園産業にとっても大きなプラスだ。所得と税収が増える。国と地方の財政再建の大きな手段にもなる。いまは新しい道路の建設に使われている年九兆円の道路財源のうち約二兆円を使えば道路公団の借金は返済でき、無料化は実現できる。超低金利のいまが絶好のチャンスである。

しかし、小泉政権の民営化案では、

永久に料金は有料になる、将来金利が上昇すれば国民負担が現在の道路四公団の借金四〇兆円の何倍にもなつてしまう。高速道路無料化を実現したうえで、道路づくりの権限と責任を国から都道府県に移し、道路財源は全面移譲すべきだ。道路交通と一体化した地域計画が実行できる。無駄を削って道路予算を余らせたら、都道府県での一般財源化を認め、福祉や教育などに使えるようにすれば、縦割りの霞が関では進まない財政効率化と道路財源の一般財源化が地方から進む。国土交通省は利権に絡む業務執行官庁から脱皮して自治体の執行の監視、情報公開、全国計画を担当し、執行と監視の分離体制をとる。政府部門全体のガバナンスは大幅に向上する。さらに、三五〇兆円に上る郵政資金を証券化の仕組みを利用して中小企業への資金として活用する仕組みが実現すれば地方での資金調達は現在よりもはるかに容易になる。

遅れてきた地方と農業こそが新しい

フロンティアになる。農ビジネスの創造と平成の農地解放によって、新しいビジネスと地域づくり、そして、人生のあり方が可能になる。農ビジネスは、幅広い産業と生活を呼び寄せる。コストが安く、IT、通信、交通、運輸環境が整備され、また、計画的な都市計画が実施される地域を作ることが各地方の創意によってできるから、消費・教育・研究・病院・介護・健康・住宅・不動産・観光、などの幅広い分野が田園産業として発展する。NPO・ボランティアも活発化するだろう。交通と金融のインフラが安く平等に簡単に利用できるようになれば、ユーザーである農ビジネスも田園産業も地域全体も発展が容易だ。

都会の過密を脱け出して田園に移る大きな流れができたとき、田園からの産業革命が起こり、本当に豊かだと感じられる二十一世紀の新しい国のかたちができる。